

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数も、教員 1 人当たりの児童生徒数も多い状況にある。

また、障がいのある子どもたちに対する合理的配慮への対応、日本語指導などを必要とする子どもたちへの支援、いじめ・不登校の課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。

さらに、学習指導要領の改訂により、授業時数や指導内容も増加しており、こうした課題や問題の解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数の改善は欠かせない。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 計画的な教職員定数改善が推進できるよう国全体として取り組むこと。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 21 日

宮崎県西都市議会